

不適正な品質の製品を製造する再生利用事業者の例

有限会社 A

(概要)

再生利用事業の内容：肥料化事業

特定肥飼料等の製造に使用する食品循環資源の種類

：一般廃棄物・生ゴミ（事業系一般廃棄物に限る）・産業廃棄物・動植物性残さ

許可等の有無：一般廃棄物収集運搬業及び処分業・一般廃棄物処理施設設置・産業廃棄物収集運搬業及び処分業・肥料登録

(疑義内容)

・肥料取締法・廃掃法等違反

有限会社 A は、食品循環資源、市町村から回収した汚泥等を原料に肥料製造業を展開。

一方で、悪臭等地域住民からの苦情を行政に寄せられ、行政が同社や同社の肥料が投入された農地を調査。この調査により、肥料にプラスチック片等異物が混入している事実が確認され、かつ、肥料の種類や成分などを記す「保証票」の内容も実際と異なっていたため、当該物は肥料ではなく廃棄物であると見なし、肥料取締法・廃掃法等関係法令違反にあたるとして、行政指導を措置。

有限会社 B

(概要)

再生利用事業の内容：肥料化事業

特定肥飼料等の製造に使用する食品循環資源の種類

：産業廃棄物（動植物性残さ、食品汚泥）

許可等の有無：産業廃棄物収集運搬業及び処分業・肥料登録

(疑義内容)

・肥料取締法・廃掃法等違反

有限会社 A は、食品循環資源、市町村から回収した汚泥等を原料に肥料製造業を展開。

一方で、同社製造の肥料を利用した農業者から、作物の生育障害等の被害が行政に寄せられことから、肥料が投入された農地を調査。この調査により、肥料に腐熟していない木くず等異物が混入している事実が確認されたことから、当該物は肥料ではなく廃棄物であり、不法投棄にあたる行為であることから、早急に農地の原状回復を行うよう、行政指導を措置。

(資料) 農林水産省調べ